

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

南相馬市

(2) 申出年月日

平成26年1月8日

(3) 連結位置

・常磐自動車道 南相馬鹿島SA

福島県南相馬市鹿島区浮田字榎木沢212番の1（上下線集約）

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩所

2. 選定結果

南相馬市を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているため。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

東日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成26年1月31日

(3) 連結位置

・常磐自動車道 南相馬鹿島SA

福島県南相馬市鹿島区浮田字榎木沢212番の1（上下線集約）

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

給油所

2. 選定結果

東日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているため。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

西日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成26年6月10日

(3) 連結位置

・東九州自動車道 今川PA

福岡県行橋市大字流末字アミダ川原987-1他(上り線)

福岡県行橋市大字流末字榎町1080-1他(下り線)

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩所、給油所

2. 選定結果

西日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているものであること。

- ・申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。

連結予定者の決定について

1. 連結概要

(1) 申出者

西日本高速道路株式会社

(2) 申出年月日

平成26年6月9日

(3) 連結位置

- ・ 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線
兵庫県宝塚市玉瀬字奥之焼1-125他（宝塚SA上下線集約）

(4) 連結形態

閉鎖型

(5) 連結予定施設

休憩所、給油所、ウェルカムゲート、ドッグラン

2. 選定結果

西日本高速道路株式会社を連結予定者とする。

3. 選定理由

申出者及び申出の内容について審査した結果、以下のとおり、審査基準に適合しているため。

- ・ 申出者は欠格事由に該当せず、また、資力、信用ともに問題がないこと。
- ・ 周辺の景観に配慮されているなど、地域との調和が図られていること。
- ・ 休憩施設等を設置することにより、高速道路利用者の利便性の向上に資するとともに、高速道路事業への収益還元にも資するものであること。

なお、選定にあたっては、関係地方公共団体及び高速道路会社への意見照会並びに高架下利用計画等検討会における審議を経たものである。